

2020年7月17日



埼玉地方最低賃金審議会
会長 佐野 勝正 殿

生協労連 コープネットグループ労働組合
占部 信

2020年度の埼玉地方最低賃金額の審議にむけた意見書

労働者の労働条件向上ならびに最低賃金についてご審議いただく委員のみなさまに心より敬意を表します。私ども生協労連コープネットグループ労働組合は生活協同組合と関連職場ではたらくなかまを組織した労働組合で、全体の約7割がパート労働者などの非正規雇用で働いています。運動方針の柱として、均等待遇の実現をめざし、とりわけ最低賃金におきましては、地域間格差の解消、どこでもだれでも8時間働いたら暮らせる社会、最低賃金1,500円の実現をめざしています。今年度の埼玉地方最低賃金額の改定につきまして、生協職場のなかまを代表して、意見を述べさせていただきます。

1. 2020年最低賃金改定にあたって

この間、生協労連が加盟する全労連の地方組織がとりくんだ生計費試算調査によると、全国どこで暮らしていても、生活に必要な費用はほぼ同じで、25歳単身者で月額22万円～23万円は必要だという結果がでています。時給に換算すると1,400円～1,500円以上となっています。一方、コロナ対策として政府が行った雇用調整助成金の支給額は、1日8,330円を上限にするとしましたが、この額は8時間労働の時給換算で1,041円であり、東京の最低賃金1,013円とほぼ同額でした。しかし、この額ではあまりにも低すぎるとの国民の声により、15,000円上限に引き上げられることになりました。このことで、東京の最低賃金1,013円では、憲法25条で保障されるべき「健康で文化的な最低限度の生活」ができないということが証明されました。雇用調整助成金の支給額や生計費試算調査結果からみても、いまの最低賃金は低すぎるということは明らかです。

埼玉県でも同様に生計費資産調査が実施され、「健康で文化的な最低限度の生活」には1,613円必要であるという結果が出ています。現在の最低賃金926円とは大きな差があります。

2. 全国一律で最低生計費を保障する最賃制度の確立を

今回のコロナ禍の中で、経済にも大きな影響がもたらされました。そのひとつの要因として、労働者が東京に集中し一極化していることによる、事業の停滞です。企業が地方に分散していく、日本のどこでも経済活動ができるれば、このような事態が少しは緩和されていたのではないかでしょうか。また、埼玉県から東京の職場に通う労働者が多いため「東京由来」という言葉もできました。生協の職場でも同様のことが起こっています。埼玉県と東京都の境にある足立区の店舗では、49人の時間給ではたらく非正規職員のうち、埼玉県から通う職員は12人です。約1/4の労働者は時給の高い東京の店舗に通っています。労働者の東京一極集中を解消するためにはどこで働いていても賃金格差がないということが大前提となります。

ある事例があります。地方から東京の大学に入学した学生たちは、東京のアルバイト時給1,000円以上で働いています。その学生は大学が休校中、地元に帰って同じような仕事のアルバイトをし

ようと思ったけれど、東京の時給より 200 円以上も低く、それでは学費を稼げないため、やむを得ず東京に戻って来るしかなかったと。そのような経験をした学生たちは、やはり大学を卒業して働くなら賃金の高い東京に限ると、若者たちの都市部への人口流出が止まるはずがありません。

どこで暮らしていても、同じ仕事には同じ賃金、同一労働同一賃金を実現させるためにも、いまのような地域間格差をなくしていかなければなりません。

6月4日、「全国一律最低賃金制の確立を求める署名」を生協労連として 19,907 筆(全国 114,306 筆)を国会に提出するべく、紹介議員に手渡しました。紹介議員の数は 80 人で国会でも全国一律制へ向けて大きく動いています。

その足掛かりとなるべく、まずこの埼玉県から東京都との格差をなくしていくような、最低賃金の大幅引き上げが必要です。

3. コロナ禍の中で必要とされた労働者ほど低賃金

今回のコロナ禍の中では、生協で働く労働者は、国民の命と暮らしになくてはならないものでした。しかし、そこで働く多くの人はパート・アルバイト職員など非正規労働者です。そして、その賃金労働条件は劣悪で、時給はほぼ最賃に張り付いています。物流・宅配・店舗・介護等、仕事の性格上、在宅勤務などできるわけもなく、感染への危険や心配にさらされながら働き続けています。

現在、当組織の埼玉地域の時給下限額は 930 円で最も影響を受けるのは、各業態の事務職、宅配店舗のパート・アルバイト職員、非常勤ヘルパーの通勤手当やキャンセル時の保証時給などです。2019 年 10 月 1 日の最低賃金改定時には、3,945 人のパート・アルバイト職員のうち 2,394 人の時給が改定になり、約 60.7% の職員に影響が出ました。厚生労働省の主要統計資料の令和元年の影響率では 16.3% ですから、最低賃金で働く労働者が多いことがわかります。

4. 景気回復と働いたら人間らしく暮らせる最低賃金へ

商工会議所や企業団体が、コロナ禍を理由とした今年の最低賃金引き上げの凍結や抑制を訴えています。しかしそれは経済回復にとって負でしかありません。消費を回復させ向上させるためには、賃金の底上げが最も効果的です。

パートやアルバイトなど、かつては家庭の補助的労働といわれてきましたが、現在ではそうではなく、一人ひとりの賃金が、生活するために必要な生計費となっています。賃金があがれば、貯蓄ではなく消費に回ることは確実です。

賃金を上げられない理由に、中小企業の労働分配率が高く、労働生産性が低いので上げられないといわれていますが、それは、適正な単価による公正取引がおこなわれていないことが主な要因となっています。公正な取引をきちんとおこなわせ、そして有効な中小企業支援対策で、賃金の底上げを図っていくべきです。経営者の賃金支払い能力に偏重した審議にならないことを強く求めます。

そして、経済を回復させるためのるべき最低生計費、また、すべての労働者が働いたら人間らしく暮らしていくべき最低賃金とは、という視点での議論をつくしてください。使用者側の利益追求のみではなく、地域経済の発展、活性化のために、抑制や凍結ではなく、積極的な最低賃金引き上げの審議をしていただくことをお願いします。

以上

付属資料：最低生計費試算調査総括表

パート労働黒書VII